

少年

第472号(1) 令和7年7月(文月)発行



山 梨 県 警 察 本 部
生活安全部 人身安全・少年課
甲府市丸の内1-6-1
055-221-0110 内線3082
少年対策官 島口浩二

～見出す～

「庭の面は まだかわかぬに 夕立の 空さりげなく 澄める月かな」
(源頼政)



現代社会では、経済や文化、教育といったあらゆる分野で価値観の多様化が進んでいる。かつて高く評価されていたものが時代とともに色あせ、逆に注目されなかったものが新たな価値を持つこともある。「何が価値あるものなのか」という判断は、社会の構造や技術の進歩に応じて常に変化しており、価値とは物や行為に備わっている絶対的なものではなく、人や社会が意味を与えることで初めて成立するものである。つまり、価値とは「見出されるもの」なのである。

こうした状況の中、近年では「自己判断」「自己責任」という言葉が頻繁に用いられるようになってきた。インターネットやSNSによって情報へのアクセスが容易になった反面、「知らなかった」では済まされず、あらゆる判断や選択を個人が背負うべきという空気が社会に広がっているように感じられる。確かに、主体的に判断する力は重要だが、それが「困ったときにも頼れない」「失敗しても誰も手を差し伸べてくれない」という孤立につながってははいないだろうか。

特に懸念されるのは、価値判断の軸がまだ確立していない子どもたちにとって、このような自己責任論が安易に適用されていることである。知識も経験も不十分な段階で「自分で考えて決めなさい」と突き放されても、適切な判断ができるとは到底思えない。子どもたちが健全な判断力を育み、自信をもって選択できるようになるためには、大人が「何をどう考えるべきか」「どのようなことに価値を見出すべきか」を示し、寄り添いながら導いていく必要がある。そのために大人に求められるのは、自らが「価値を見出す」視点を持ち、それを言葉にして共有していくことである。価値は最初から決まっているものではなく、経験や対話を通じて育まれていく。だからこそ、大人自身が「何が大切なか」「なぜそれが意味を持つのか」を自分の言葉で語る事が重要であり、それが子どもたちにとって価値判断の手がかりとなるのである。

例えば、「なぜ勉強しなければならないのか」と問われたとき、「将来のため」といった抽象的な答えだけでは納得を得ることは難しい。勉強によって自分の可能性を広げたり、他者との違いを理解できたりするなど、具体的な意味を言葉で示すことで、子どもたちは学びの本質に気づき、自らの価値判断の軸を築いていくことができるのである。

自由と選択肢が広がる現代は、同時に迷いや不安も生じやすい社会でもある。だからこそ、大人が「これは大切なことだ」「こういう見方もある」と言葉にして語ることが、子どもたちの精神的な支えとなる。それは価値観の押し付けではなく、自分自身の価値観を形成していくための大切な足がかりとなるはずである。

すべてが個人の責任とされがちな今だからこそ、大人が責任をもって価値を語り、伝え、支えていく姿勢が求められている。価値の多様性を認めつつ、自らの価値を見出し、それを他者と分かち合うこと。そのような大人の姿勢こそが、不確実な時代を生きる子どもたちにとっての、希望や信頼につながるはずである。

ハス池

週末の朝、散歩でよく通る小さな池がある。とても小さな池はこの時期、水面がハスの花で覆い尽くされている。ハスの花は早朝に咲き始め昼には花を閉じてしまうため、その池のそばを通るのは朝の散歩のときと決めていた。

ある週末の夕方、誘われるままに散歩に出かけた。池まで来ると昼には閉じてしまうはずのハスの花が、1つだけ白い花を大きく咲かせていた。その花は「4日目の花」であった。ハスの花は咲いてから4日目になると夕方まで咲き続け、その日のうちに花びらを落として散っていくのだそうだ。およそ一億年もの昔から地球に生き続け、日本でも弥生時代の頃から人々に親しまれてきたこの花は、今も変わらず、同じリズムで命を咲かせているのである。

思いがけず、時を超えて続いてきた自然の営みの深さを知ることができた。ふだんとはちょっと違った行動をとってみるのも、新しい発見があって案外おもしろいかもしれない。

青少年の被害・非行防止全国強調月間 7月1日～7月31日

子ども家庭庁と警察庁、都道府県などの関係機関・団体等が連携し、学校が夏期休業に入る7月を強調月間として青少年の被害・非行防止に向けた諸活動を全国で集中的に実施します。

- 最重点課題 インターネット利用におけるこどもの性被害等の防止
- 重点課題1 有害環境への適切な対応
- 重点課題2 薬物乱用対策の推進
- 重点課題3 不良行為及び初発型非行（犯罪）等の防止
- 重点課題4 再非行（犯罪）の防止
- 重点課題5 重大ないじめ・暴力行為等の問題行動及びその被害への対応

★「一瞬で、世界」～安全・安心なネット利用を！～

インターネットは、その便利さからすでに日常の様々な場面で利用されています。文部科学省による「GIGA スクール構想」の取り組みを受け、小中学校において児童生徒1人1台端末の環境が整備されたこともあり、子どもたちにとってより身近なものになっています。令和6年度のこども家庭庁による青少年インターネット利用環境実態調査によると、高校生は97.6%、中学生は98.1%、小学生（10歳以上）でも97.2%と高い利用率で、いまや生活において当たり前の存在になっています。インターネットはとても便利なものではありませんが、使い方によっては自分や他人を傷つけかねません。ネットは、「一瞬で、世界」。タップした瞬間に、世界中の人とつながってしまう危険があるのです。特に近年、SNSをはじめとする交流サイトにおける被害は深刻で、「令和6年における少年非行及び子供の性被害の状況（警察庁）」によると、SNSに起因する事犯の被害児童数は1486人に上りました。被害児童の約98%がアクセス手段としてスマートフォンを用いており、そのうち有害情報を閲覧できないようにするフィルタリング機能の利用者は、わずか5.5%でした。手軽にインターネットにつながるスマートフォンは、誰もが被害者にも加害者にもなる危険性を持っています。フィルタリングによる安全対策がとられているか確認すること、「ネットで知り合った人と勝手に会わない」といった使い方のルールを決めることなど、各家庭において子どもたちを被害から守れるように注意しましょう。

県警本部人身安全・少年課では、学校向けに「身近に潜むネット社会の危険性」、「薬物乱用防止」、「少年の非行問題」等の講話を行っています。気軽に御依頼ください。

サイバー犯罪に巻き込まれないために**①「タップ」する前に吟味する！**

■「無料？」「安すぎない？」「提供元は？」など常に疑問を持ち、情報収集をし、内容を吟味してからしっかり判断しましょう。

■迷惑メールが急増しています。差出人不明のメールやその添付ファイル、覚えのない相手からのショートメールなどは開かないようにしましょう。

③「冗談」ではすまされない！

■情報発信が手軽にできるSNSは、「デマ」や「誹謗中傷」に拍車をかけています。「軽い冗談のつもり」が、名誉毀損罪、侮辱罪、威力業務妨害罪に問われてしまうこともあるのです。個人情報はもちろんのこと、ネットに書き込む内容は、誰かを傷つけるものになっていないかよく吟味しましょう。

②ID、パスワードの管理をしっかりと！

■IDはネットワーク上で利用者を識別する記号であり、パスワードは使用するための鍵の役割を果たします。他人に教えること、推測されやすいものや同じものを使い回すことなどは避けましょう。

④フィルタリングの利用を！

■「青少年が安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」により、18歳未満の青少年がインターネットを利用する際には、ネット接続提供事業者がフィルタリングサービスを提供しなければならないことになっています。また、18歳未満が使用者である旨を申し出ること、フィルタリングの説明を受けること、フィルタリングソフトなどの設定を行うことが、保護者の役割となっています。適切なサービスを利用しましょう。